

(介 57)

平成 23 年 9 月 2 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて

今般の東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料等および保険料の免除の取扱いにつきましては、利用料等や保険料の減免が行なわれた場合、保険者に対し、国からの財政支援の対象とされているところであります。

今般、岩手県から長期避難世帯の認定に関する正誤が公示されたことに伴い、長期避難世帯の該当市町村が平成 23 年 3 月 11 日に遡って訂正されることとなりました。

これに伴い、まず利用料に関しては、長期避難世帯の認定の取り消しによって、財政支援の対象となる要件をいずれも満たさないこととなる被保険者（以下、利用料等免除非該当被保険者）については、平成 23 年 8 月 31 日までの間は利用料等を免除することが適当であるとされております。ただし同日までに岩手県釜石市、大槌町および久慈広域連合の運営する介護保険において利用料等免除非該当被保険者に対して行った利用料等の免除については、国の財政支援の対象とはしない旨が示されております。

保険料に関しましては、長期避難世帯の認定の取り消しによって、財政支援の対象となる要件をいずれも満たさないこととなる被保険者（以下、保険料免除非該当被保険者）については、平成 23 年 3 月分から 8 月分までの保険料は「長期避難世帯」として財政支援の対象となり、9 月分以降の保険料は財政支援の対象としないこととされております。ただし、岩手県釜石市、大槌町および久慈広域連合の運営する介護保険において、保険料免除非該当被保険者に対してこれまで減免した保険料については、平成 23 年 3 月分から 8 月分までについても、保険料に関する課長通知に基づく財政支援の対象とはしない旨、示されております。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて
(平 23. 8. 29 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡)
- ・【参考】東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて
(平 23. 6. 28 厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課 事務連絡)

以上

事務連絡
平成23年8月29日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者に係る利用料等及び保険料の減免の取扱いについては、利用料等又は保険料の減免を行った場合の財政支援の対象としているところです。

今般、岩手県から別添のとおり公示され、長期避難世帯の該当市町村が平成23年3月11日に遡って訂正されましたので、管内市町村、サービス事業所等において下記のとおり適切な取扱いがなされるよう、御配慮願います。

記

1 利用料等について

長期避難世帯の認定の取消しにより、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成23年5月16日付け老介発0516第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において定める、財政支援の対象となる利用料等の免除の要件を、いずれも満たさないこととなる被保険者（以下この項において「利用料等免除非該当被保険者」という。）については、平成23年8月31日までの間は、利用料等を免除することが適当であること。

ただし、岩手県釜石市、大槌町及び久慈広域連合の運営する介護保険において、利用料等免除非該当被保険者に対して平成23年8月31日までの間に行った利用料等の免除については、「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金の国庫補助について」（平成23年6月30日付け厚生労働省発老0630第3号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）に基づく財政支援の対象とはしないこと。

また、利用料等免除非該当被保険者に対しては、平成23年9月以降に利用料等の免除を行ったとしても、次官通知に基づく財政支援の対象とはならな

いことから、平成23年8月中に免除証明書等の返還を求めること。

2 保険料について

長期避難世帯の認定の取消しにより、「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金における第一号保険料の減免措置に係る国庫補助額の算定基準について」（平成23年6月30日付け老介発0630第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。以下「課長通知」という。）において定める、財政支援の対象となる保険料の減免の要件を、いずれも満たさないこととなる被保険者（以下この項において「保険料免除非該当被保険者」という。）に対して、これまで免除した保険料については、月割りにより算定した平成23年3月分から8月分までの保険料（平成22年度相当分保険料の1ヶ月分及び平成23年度相当分保険料の5ヶ月分）は、課長通知に規定する「長期避難世帯」として、課長通知に基づく財政支援の対象とするが、月割りにより算定した同年9月分以降の保険料（平成23年度相当分保険料の7ヶ月分）は、課長通知に基づく財政支援の対象とはしないこと。

ただし、岩手県釜石市、大槌町及び久慈広域連合の運営する介護保険において、保険料免除非該当被保険者に対してこれまで減免した保険料については、平成23年3月分から8月分までについても、保険料に関する課長通知に基づく財政支援の対象とはしないこと。

正 誤

平成23年5月31日付け岩手県報第11068号被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（平成23年岩手県告示第359号）

誤	正
<p>釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、大只越町一丁目、大只越町二丁目、只越町一丁目から只越町三丁目まで、天神町、浜町一丁目から浜町三丁目まで、東前町、魚河岸、新浜町一丁目、新浜町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、松原町一丁目から松原町三丁目まで、嬉石町一丁目から嬉石町三丁目まで、大平町四丁目、大字釜石第14地割、大字平田第1地割及び第3地割から第9地割まで、両石町第1地割から第5地割まで、鶴住居町第7地割から第28地割まで、箱崎町第1地割から第11地割まで及び第13地割、片岸町第1地割及び第3地割から第10地割まで並びに唐丹町</p>	<p>釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、只越町一丁目から只越町三丁目まで、浜町一丁目、魚河岸、港町一丁目、港町二丁目、松原町三丁目、嬉石町二丁目、大平町四丁目、両石町第1地割及び第2地割、鶴住居町第8地割から第11地割まで、第14地割から第24地割まで及び第28地割、箱崎町第8地割から第10地割まで、片岸町第1地割、第3地割から第7地割まで及び第10地割並びに唐丹町字本郷</p>
<p>上閉伊郡大槌町大槌第14地割、第16地割及び第21地割から第24地割まで、小槌第26地割から第28地割まで、吉里々々第7地割、第8地割、第11地割及び第14地割、上町、本町、末広町、新町、大町、須賀町、栄町、安渡一丁目から安渡三丁目まで、港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、吉里吉里一丁目から吉里吉里三丁目まで、新港町並びに大ケロー丁目</p>	<p>上閉伊郡大槌町新町、大町、須賀町、栄町、港町及び新港町</p>
<p>九戸郡野田村大字野田第11地割、第16地割から第19地割まで及び第29地割</p>	<p>九戸郡野田村大字野田第11地割、第17地割から第19地割まで及び第29地割</p>

正 誤

平成23年7月1日付け岩手県報第11077号被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定（平成23年岩手県告示第417号）

誤	正
釜石市鈴木町、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大平町三丁目、 駒木町、鶴住居町第29地割、箱崎町第12地割及び片岸町第2地 割	釜石市大渡町二丁目

参考

事務連絡
平成 23 年 6 月 28 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金等の免除等の取扱いについては、「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて(平成 23 年 5 月 2 日付け保保発 0502 第 1 号保険課長通知)」(以下「保険課長通知」という。)、
「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて(平成 23 年 5 月 2 日付け保国発 0502 第 1 号国民健康保険課長通知)」(以下「国保課長通知」という。)及び
「東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて(平成 23 年 5 月 2 日付け保高発 0502 第 1 号高齢者医療課長通知)」(以下「高医課長通知」という。)でお示したところです。

今般、保険課長通知第二(4)①カ及び②キ、国保課長通知第 3 (1)及び高医課長通知 1 (1)の「長期避難世帯」に該当する市町村について、岩手県及び宮城県から別添のとおり公示がされましたので、貴管下保険者に対して情報提供いただけますよう御配慮願います。なお、福島県については「長期避難世帯」に該当する市町村について、公示の予定が無いことから、個別に災証明書等による確認をお願い致します。

岩手県告示第359号

平成23年3月11日からの平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名

市町村名	地域名
陸前高田市	陸前高田市高田町字中川原、字古川、字飯森場、字大石沖、字曲松、字下和野、字砂畑、字中長砂、字裏田、字長砂、字大石、字川原、字寒風、字森の前、字荒町、字本宿、字馬場前、字大町、字中宿、字並杉、字馬場、字下宿、字館の沖及び字本丸、気仙町字神崎、字奈々切、字三本松、字荒川、字中堰、字荒川沢、字中井、字木場、字土手影、字湊、字内野、字町、字垂井ヶ沢、字町裏、字愛宕下、字小淵、字双六及び字的場、広田町字天王前、小友町字新田前、字泉田、字浦の前、字浦田、字宮崎、字小谷地上、字衣地下、字下新田、字茶立場、字衣地、字小崎下及び字小友浦、米崎町字沼田、字中田、字川崎、字館及び字中島、矢作町字越戸内及び字中島並びに竹駒町字大畑及び字十日市場
釜石市	釜石市大渡町一丁目、大町一丁目から大町三丁目まで、大只越町一丁目、大只越町二丁目、只越町一丁目から只越町三丁目まで、天神町、浜町一丁目から浜町三丁目まで、東前町、魚河岸、新浜町一丁目、新浜町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、松原町一丁目から松原町三丁目まで、嬉石町一丁目から嬉石町三丁目まで、大平町四丁目、大字釜石第14地割、大字平田第1地割及び第3地割から第9地割まで、両石町第1地割から第5地割まで、鶴住居町第7地割から第28地割まで、箱崎町第1地割から第11地割まで及び第13地割、片岸町第1地割及び第3地割から第10地割まで並びに唐丹町
大槌町	上閉伊郡大槌町大槌第14地割、第16地割及び第21地割から第24地割まで、小槌第26地割から第28地割まで、吉里々々第7地割、第8地割、第11地割及び第14地割、上町、本町、末広町、新町、大町、須賀町、栄町、安渡一丁目から安渡三丁目まで、港町、赤浜一丁目、赤浜二丁目、吉里吉里一丁目から吉里吉里三丁目まで、新港町並びに大ケロ一丁目
野田村	九戸郡野田村大字野田第11地割、第16地割から第19地割まで及び第29地割

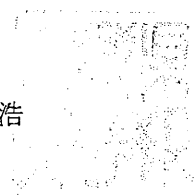
2 長期避難世帯となった年月日 平成23年3月11日

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年5月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 区域名

気仙沼市田中前二丁目、南郷、神山、魚町二丁目、魚浜町、南町二丁目、南町三丁目、幸町四丁目、仲町一丁目、仲町二丁目、魚市場前、弁天町一丁目、弁天町二丁目、潮見町、潮見町二丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、朝日町、内の脇一丁目、内の脇二丁目、内の脇三丁目、内ノ脇、一景島、新浜町二丁目、浜町一丁目、浜町二丁目、本浜町一丁目、本浜町二丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、東みなと町、中みなと町、港、松崎尾崎、赤岩港、赤岩五駄鱈、赤岩宮口下、波路上向田、波路上杉ノ下、波路上明戸、波路上牧、波路上瀬向、波路上内沼、波路上崎野、波路上野田、長磯二本松、最知森合、最知川原、唐桑町港、唐桑町竹の袖、本吉町下宿、本吉町泉、本吉町北明戸、本吉町南明戸、本吉町新南明戸、本吉町新圃の沢、本吉町三島及び本吉町沖ノ田の全域

2 長期避難世帯となった日

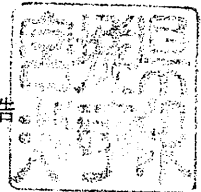
平成23年3月11日

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年5月12日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 長期避難世帯の所在する区域

多賀城市鶴ヶ谷一丁目1番及び8番6号、鶴ヶ谷二丁目1番から6番まで、8番3号、5号、7号及び11号、9番14号及び16号、10番16号及び18号、11番18号、12番16号及び20号並びに13番1号、2号及び17号、鶴ヶ谷三丁目1番6の105号から6の803号まで及び2番から9番まで、笠神五丁目6番3号、5号、8号、10号、12号、16号及び19号、大代一丁目の全部、大代二丁目1番、2番及び4番27号、大代三丁目1番から6番まで並びに7番24号から28号まで、35の1号、35の2号、35の16号、36号、38号、39号、42号、43号、45号、53号、54号、57号、58号、60号及び61号、大代五丁目1番から6番まで、7番24号、30号、31号及び33号、8番37号から40号まで及び43号、9番37号、38号、42号、43号、45号から48号まで及び51号、10番34の101号から34の402号まで、45号、46号及び51号から53号まで、16番1号、2号及び17号から19号まで並びに18番32号及び33号、大代六丁目、桜木一丁目から桜木三丁目まで、栄一丁目から栄四丁目まで、明月一丁目、明月二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目及び八幡一丁目の全部、八幡二丁目1番、2番、5番5号及び30号、7番15号、16号及び21号、8番16号、20号から22号まで、25号、28号及び30号、11番25号、27号、30号から33号まで及び35号並びに12番から26番まで並びに八幡三丁目、八幡四丁目、八幡字一本柳、八幡字庚田、八幡字砂山、八幡字西脇、八幡字六貫田、町前一丁目から町前四丁目までの全部

2 長期避難世帯となった日

平成23年3月11日

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年5月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 長期避難世帯の所在する区域

牡鹿郡女川町出島字出島，出島字合ノ浜，出島字寺間，出島字別当浜，出島字高森山，出島字垣山，江島字江島，江島字荒藪及び江島字堂ノ上の全部

2 長期避難世帯となった日

平成23年3月11日